

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 17 号に掲げる底建網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 8 年 8 月 27 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
底建網漁業	8 人	定めなし	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アを順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第 1 号 むつ市大畑町大畑港東防波堤灯台中心点 基点第 2 号 むつ市大畑町正津川高待とむつ市大字関根字前浜との境界と最大高潮時海岸線との交点 基点第 3 号 むつ市と下北郡東通村との境の小ビツケ川河口左岸 点ア 基点第 1 号から真方位 45 度 30 分 3,300 メートルの点 点イ 基点第 1 号から真方位 45 度 30 分 4,100 メートルの点 点ウ 基点第 1 号から真方位 66 度 4,200 メートルの点 点エ 基点第 2 号から真方位 28 度 7,000 メートルの点 点オ 点カから真方位 45 度 30 分 3,000 メートルの点 点カ 基点第 3 号から真方位 15 度 3,700 メートルの点 点キ 基点第 2 号から真方位 45 度 30 分 3,700 メートルの点	10 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで	むつ市大字関根に住所を有する者	令和 8 年 8 月 27 日から令和 8 年 10 月 1 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 10 月 15 日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）入網したさけは、ただちに放流しなければならない （2）10 月 15 日から 12 月 24 日までの間は、水深 60 メートル以深で操業してはならない （3）設置できる漁具の統数は、2 ヶ統以内とする （4）漁具の規模は、身網の高さ 6.6 メートル以内及び垣網の長さ 75 メートル以内とする （5）漁具の設置中は、許可番号及び漁業者名を明記した縦横それぞれ 30 センチメートル以上の標識旗を 1.5 メートル以上の高さのボンデンに付し、身網部及び垣網部の端に掲げること （6）使用船舶の船体中央部外板両側面の喫水線から手摺まで 1 メートル幅で赤色に塗装すること
底建網漁業	4 人	定めなし	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アを順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第 1 号 むつ市大畑町大畑港東防波堤灯台中心点 基点第 2 号 むつ市大畑町正津川高待とむつ市大字関根字前浜との境界と最大高潮時海岸線との交点 基点第 3 号 むつ市と下北郡東通村との境の小ビツケ川河口左岸 点ア 基点第 1 号から真方位 45 度 30 分 3,300 メートルの点 点イ 基点第 1 号から真方位 45 度 30 分 4,100 メートル	10 月 15 日から翌年 6 月 30 日まで	むつ市大畑町に住所を有する者	令和 8 年 8 月 27 日から令和 8 年 10 月 1 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 10 月 15 日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）入網したさけは、ただちに放流しなければならない （2）10 月 15 日から 12 月 24 日までの間は、水深 60 メートル以深で操業してはならない （3）設置できる漁具の統数は、2 ヶ統以内とする （4）漁具の規模は、身網の高さ 6.6 メートル以内及び垣網の長さ 75 メートル以内とする （5）漁具の設置中は、許可番号及び漁業者名を明記した

			の点 点ウ 基点第1号から真方位 66 度 4,200 メートルの点 点エ 基点第2号から真方位 28 度 7,000 メートルの点 点オ 点カから真方位 45 度 30 分 3,000 メートルの点 点カ 基点第3号から真方位 15 度 3,700 メートルの点 点キ 基点第2号から真方位 45 度 30 分 3,700 メートルの点				縦横それぞれ 30 センチメートル以上の標識旗を 1.5 メートル以上の高さのボンデンに付し、身網部及び垣網部の端に掲げること (6)使用船舶の船体中央部外板両側面の喫水線から手摺まで1メートル幅で赤色に塗装すること
底建網漁業	1 人	定めなし	次の点ク、ケ、コ、サ及び点クを順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第4号 下北郡東通村大字蒲野沢と大字野牛との境の稲崎川河口左岸 点ク 基点第4号から真方位 324 度 30 分 5,200 メートルの点 点ケ 基点第4号から真方位 336 度 30 分 5,500 メートルの点 点コ 基点第4号から真方位 350 度 30 分 4,900 メートルの点 点サ 基点第4号から真方位 348 度 30 分 3,900 メートルの点	10 月 15 日から 翌年 6 月 30 日まで	下北郡東通村大字蒲野沢 に住所を有する者	令和 8 年 8 月 27 日から 令和 8 年 10 月 1 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 10 月 15 日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 入網したさけは、ただちに放流しなければならない (2) 設置できる漁具の統数は、2 ヶ統以内とする (3) 漁具の規模は、身網の高さ 6.6 メートル以内及び垣網の長さ 75 メートル以内とする (4) 漁具の設置中は、許可番号及び漁業者名を明記した縦横それぞれ 30 センチメートル以上の標識旗を 1.5 メートル以上の高さのボンデンに付し、身網部及び垣網部の端に掲げること (5)使用船舶の船体中央部外板両側面の喫水線から手摺まで1メートル幅で赤色に塗装すること
底建網漁業	1 人	定めなし	次の点シ、ス、セ、ソ及び点シを順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第5号 下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の襦部川尻に設置した標柱 点シ 基点第5号から真方位 300 度 30 分 4,400 メートルの点 点ス 基点第5号から真方位 305 度 30 分 5,300 メートルの点 点セ 基点第5号から真方位 328 度 4,700 メートルの点 点ソ 基点第5号から真方位 328 度 3,700 メートルの点	10 月 15 日から 翌年 6 月 30 日まで	下北郡東通村大字野牛に 住所を有する者	令和 8 年 8 月 27 日から 令和 8 年 10 月 1 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 10 月 15 日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 入網したさけは、ただちに放流しなければならない (2) 設置できる漁具の統数は、2 ヶ統以内とする (3) 漁具の規模は、身網の高さ 6.6 メートル以内及び垣網の長さ 75 メートル以内とする (4) 漁具の設置中は、許可番号及び漁業者名を明記した縦横それぞれ 30 センチメートル以上の標識旗を 1.5 メートル以上の高さのボンデンに付し、身網部及び垣網部の端に掲げること (5)使用船舶の船体中央部外板両側面の喫水線から手摺まで1メートル幅で赤色に塗装すること